公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 ホームステイ・ホームビジット事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団(以下、「財団」という。)定 款第4条第7号に定める国際ボランティア活動として実施するホームステイ・ホームビジット事業に関し、 必要な事項を定める。

(ボランティアの種類と活動内容)

- 第2条 この要領におけるボランティアの種類と活動内容は次のとおりとする。
 - (1) ホームステイボランティア
 - ア 一定期間外国人を家庭に招き、共に家庭生活を体験することによりお互いの社会や文化に対する理解を深める。
 - イ ホームステイの期間は、原則として1週間を超えないものとする。
 - (2) ホームビジットボランティア

外国人を家庭に招き、日本の生活を体験する機会を提供することにより、日本の社会や文化に対する知識を広め、友好親善を図る。

(登録資格)

- 第3条 ボランティアに登録できるのは、次の要件を満たす者とする。
- (1)沖縄県内に在住している満20歳以上の者で、2人以上で家庭を構成している者
- (2) 外国人との交流に関心・意欲があり、家族全員の同意を得ている者

(登録の方法)

- 第4条 ボランティアの登録に関しては次のとおりとする。
- (1) 登録申請書(第1号様式)に必要事項を記入し、財団に提出するものとする。
- (2) 財団は、前号に規定する登録申請書を受理した時は、その内容を審査し、登録の可否を決定して、その結果を申請者に通知するとともに、登録名簿に搭載するものとする。
- (3) 登録したボランティアは、登録後に登録申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに財団に連絡するものとする。

(登録期間)

- 第5条 登録の期間は原則として4月1日から翌年の3月末日までの1年間とする。ただし、年度途中で登録した者については、その翌年の3月末日までとする。
- 2 登録期間の更新を希望する場合は、財団で実施する「ホストファミリー登録説明会」への参加を必要とする。

(登録の抹消)

- 第6条 財団は、登録したボランティアが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。
 - (1) 登録者本人から登録抹消の申し出があったとき
 - (2) 登録者が死亡又は所在不明で連絡が取れなくなったとき
- (3)第3条に規定する登録資格を欠くこととなったとき
- (4) ボランティアとして、ふさわしくないと認められる事実が判明したとき

(個人情報の保護)

- 第7条 個人情報保護に関しては、次のとおりとする。
- (1) 財団は、ボランティアの登録及びその活動を通して入手した個人情報は、財団個人情報管理規程に基づき取り扱うものとする。
- (2) 登録ボランティアは、活動により知り得た他人の個人情報については、その守秘に努めなければならない。

(ゲスト)

- 第8条 この事業を利用できる者は、次のとおりとする。
- (1) 日本家庭での日常生活を通して、日本への理解を深めかつ友好親善を希望する外国人(以下「ゲスト」という。)
- (2) 利用者は原則として、第9条に定める団体(以下「依頼団体」という。)が実施する事業の参加者又は推薦する者で、日本国内での身元が保証できる者とする。
- (3) 宿泊のみを目的としたゲストの申し込みは受け付けません。

(紹介対象団体)

- 第9条 第4条に基づき登録されたボランティアを紹介できるのは、営利を目的としない次に掲げる依頼 団体とする。
- (1)国・地方公共団体とその関係機関
- (2) 大学や日本語学校等の教育機関
- (3) 国際交流・協力事業を行う公共団体や県人会
- (4) その他、財団が適当と認めた団体

(紹介の依頼)

- 第10条 ボランティアへの紹介依頼に関しては、次のとおりとする。
 - (1) ボランティアの紹介を希望する依頼団体は、原則として活動を希望する日の3週間前(希望者2名以上の場合は1か月前)までに、紹介依頼書(第2号様式)に必要事項を記入し、関係書類を添えて財団に提出するものとする。
 - (2) 財団は、前項の依頼内容を適当と認めたときは、ボランティア登録名簿から依頼内容の要件に 適したボランティアを照会し、承諾を得たボランティアを依頼団体に紹介するものとする。

(3) 財団は、依頼内容に該当するボランティアが見つからなかった場合には、2週間前までにその旨を依頼団体に連絡するものとする。

(活動報告)

第11条 ボランティアは、活動終了後1週間以内に活動報告書(第3号様式)を財団に提出する ものとする。

(保険加入等)

- 第12条 財団は、ボランティア活動中の傷害事故・賠償責任の備え、ボランティアを補償の対象とする 保険に加入し、その費用を負担するものとする。
- 2 利用者に係る傷害事故・賠償責任の補償については、依頼団体がその費用を負担するものとする。

(報酬・経費の負担等)

- 第13条 ボランティア活動に対する報酬については、無償とする。ただし、依頼団体は滞在に伴う食費・交通費等の実費を受入家庭に支払うことができるものとし、その額等については財団、依頼団体及び受入家庭の協議により定めることとする。
- 2 依頼団体から、事前に経費の一部負担 (謝礼金支払等)の申し入れがある場合の実費支払いの取り扱いについては、財団、依頼団体及び受入家庭とで話し合うこととする。

(免責等)

- 第14条 ボランティア及び利用者は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないように十分に配慮しなければならない。
- (1) ボランティアが活動によって被った損害や賠償責任にかかる補償の範囲は、第12条の保険から支払われる金額を限度とする。
- (2) ボランティアの活動不履行により依頼団体が被った損害について、財団は賠償の責を負わない。
- (3) 利用者によりボランティアが被った損害について、財団は賠償の責を負わない。

(その他)

第15条 この要領及び別紙「ホームステイの手引き」に定めるものの他、必要な事項については、理事 長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月30日から施行する。